特集

平成25年度の農業関連補助事業について

①経営所得安定対策の概要

平成25年産の「経営所得安定対策」は、24年産の農業者戸別所得補償制度等と、基本的に同じ枠組みで実施します。また26年産以降のあり方については、今後検討していくこととしています。加入・非加入は各農家の皆さんの自由意思です。転作作物については、地域の戦略作物を出荷・販売している加入者、また米に対する助成は生産調整達成者が該当となります。交付を受けるためには加入手続きが必要となりますので、申請期限である6月末までに申請を行ってください。

目　的

◆　販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦・大豆等への作付転換を促します。

対象作物

◆　米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

◆　水田については、水田活用の直接支払交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象

交付対象者

◆　対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産（耕作）する販売農家・集落営農

畑作物の直接支払交付金

【数量払】

対象作物	交付単価
小麦【水田・畑地】	6,360円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,330円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,510円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	7,620円/60kg
大豆【水田・畑地】	11,310円/60kg

【水田・畑地共通】

対象作物	交付単価
てん菜	6,410円/トン
でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/トン
そば【水田・畑地】	15,200円/45kg
なたね【水田・畑地】	8,470円/60kg

注：小麦については、パン・中華麺用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算

○品質加算　数量払の交付単価を品質に応じて増減

【面積払（営農継続支払）】

前年産の生産面積に基づき交付　**2.0万円/10a**

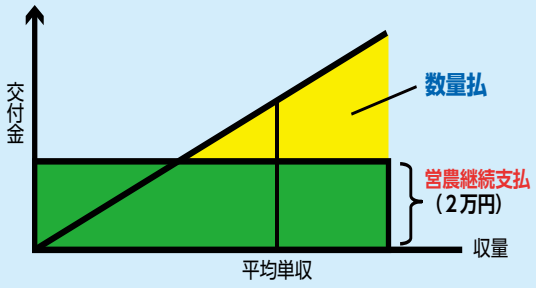

水田活用の直接支払交付金

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

【二毛作助成】　1.5万円/10a**【耕畜連携助成】**　1.3万円／10a

【産地資金】　地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物助成の対象作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産取組等を支援

米の直接支払交付金

【米の生産数量目標を守った農業者が対象】　**1.5万円/10a**

米価変動補填交付金

【24年度に米の所得補償交付金の交付を受けた者が対象】

24年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補填

水田・畑作経営所得安定対策（収入減少影響緩和対策）

【認定農業者又は集落営農で一定の経営規模を有すること等が要件】

◆　**米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ**の24年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、**減収額の9割を補填**

◆　対策加入者はあらかじめ一定額の**積立金を拠出**

加算措置等

再生利用交付金

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付した場合に、一定額（2～3万円/10a）を最長5年間交付

直接支払推進事業等

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県、市町村等に対して必要な経費を助成等

※従来の「緑肥輪作加算」は、「水田活用の直接支払交付金」の「産地資産」に統合。従来の「規模拡大加算」は、「担い手への農地集積推進事業」の中で実施。従来の「集落営農の法人化等に対する支援」は、「担い手・農地総合対策」の中で実施。